

令和 7 年度小樽商科大学大学院商学研究科（現代商学専攻） 研究生 出願要項（日本人学生用）

日本国籍を有する者で、本大学院において、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、本大学院の研究及び授業に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可する。

1. 出願要件

- （１）日本において、修士の学位を有する者及び令和 7 年 3 月までに学位を授与される見込みの者
- （２）前号に掲げる者と同等以上の学力があると本学が認めた者

2. 出願期間

- （１）前期出願者 令和 7 年 2 月 12 日（水）から 2 月 17 日（月）まで（郵送時必着）
- （２）後期出願者 ~~令和 7 年 8 月 12 日（火）から 8 月 18 日（月）まで~~（郵送時必着）
令和 7 年 8 月 18 日（月）から 8 月 22 日（金）
- （３）受付時間 9:00～12:00, 13:00～16:00

3. 出願手続

- （１）出願書類等（＊印は、本学所定の用紙）

書 類 等	提出者	摘 要
＊出 願 願 書	全 員	出願前3か月以内に撮影した写真を貼ること。
＊履 歴 書	全 員	
修了（見込み）証明書	全 員	在籍又は出身学校長等が証明したもの。
検定料	全 員	9, 8 0 0 円（後期出願分については予定額） ：郵送の場合は普通為替証書（郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行で購入）とし、指定受取人欄、受領印欄、委任欄には一切記入しないこと。 ※持参手続きに限り現金納付可。（教務課で案内し、管理課窓口に納付）ただし、釣り銭のないよう準備すること。 ※既に研究生として入学を許可された者が、研究期間を終了し、改めて研究生として出願する場合も、検定料を徴収する。

- （２）提出先

〒047-8501 小樽市緑 3 丁目 5 番 2 1 号
小樽商科大学教務課大学院係（事務棟 1 階、学生センター内）

- （３）提出方法

志願者は、出願書類等を取りそろえ、提出先に持参又は書留郵便とすること。

(4) 身体に障がいの有する研究生出願者との事前相談

特定の研究課題について研究することを志願する者で、身体に障がい（別紙「学校教育法施行令第22条の3に定める身体障がいの程度」参照）のある志願者は、出願開始日から起算して1週間前までに教務課学部教務係に申し出ること。

4. 研究期間

研究期間は、6か月以上1年以内とする。ただし、研究期間延長願を提出した者については、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。なお、研究期間の延長が認められた者は、延長時に改めての出願を必要としないため、検定料及び入学料の徴収は行わない。

5. 選考方法

入学者の選考は、提出された書類等により行い、その結果を本人に文書で通知する。

6. 入学料及び授業料

入学料	84,600円（合格通知後、指定日までに納付すること。）
授業料	月額 29,700円

注）上記の納付額は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用される。

前期出願者は、令和7年3月31日（月）までに前期分授業料（6か月分であれば178,200円）を、令和7年9月30日（火）までに後期分授業料（6か月分であれば178,200円）を前納すること。

後期出願者は、令和7年9月30日（火）までに後期分授業料（6か月分であれば178,200円）を前納すること。

7. その他

(1) 出願する場合は、指導教員の内諾を得ておくこと。

(2) 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても還付しない。ただし、入学手続き終了者が、令和7年3月31日（月）まで（後期出願者は、令和7年9月30日（火）まで）に入学を辞退した場合には、当該授業料相当額を返還する。

(3) 照会等は、小樽商科大学教務課大学院係に行うこと。

TEL 0134-27-5246

在学生・卒業生等お問い合わせフォーム：<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

（お問い合わせ内容は「科目等履修生」を選択してください。）

別紙

障がいの種別	身 体 障 が い の 程 度
視 覚 障 が い 者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 が い 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 が い 者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
そ の 他	上記以外で、受験上、修学上特別の配慮を必要とする程度の機能障がいを含むもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

(学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定に準拠した。)